

定款新旧対照表

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取締役会 2 監査役 3 <u>監査役会</u> 4 会計監査人 <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 20 条 本会社に取締役 <u>20</u> 人以内を置く。 (新 設)</p> <p>(選任)</p> <p>第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取締役会 2 <u>監査等委員会</u> (削 除) 3 会計監査人 <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 20 条 本会社に取締役 <u>15</u> 人以内を置く。 <u>② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、6 人以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第 21 条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 22 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款

変 更 定 款 案

(取締役会の構成及び招集)

第 23 条 取締役会は、取締役をもって構成する。

② 取締役会は、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。

③ 取締役会の招集通知は、会日から 2 日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

④ 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開催することができる。

(新 設)

(取締役会の決議方法)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

② 本会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 27 条 (条 文 省 略)

(代表取締役及び役付取締役等)

第 28 条 取締役会の決議をもって、代表取締役を選定する。

② 取締役会の決議をもって、代表取締役又は執行役員のうち 1 人を社長とする。

③ 取締役会の決議をもって、会長その他の役付取締役を置くことができる。

(取締役会の構成及び招集)

第 23 条 (現行どおり)

② 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。

③ 取締役会の招集通知は、会日から 2 日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

④ 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 本会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

② (現行どおり)

第 28 条 (現行どおり)

(代表取締役及び役付取締役等)

第 29 条 取締役会の決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役を選定する。

② (現行どおり)

③ 取締役会の決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、会長その他の役付取締役を置くことができる。

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第 40 条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録するものとする。</u></p> <p><u>(常勤監査役，常任監査役)</u> 第 41 条 <u>監査役会の決議をもって，常勤の監査役を選定する。</u> ② <u>監査役会の決議をもって，常任監査役若干人を置くことができる。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u> 第 42 条 <u>本会社は，会社法第 426 条第 1 項の規定により，任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を，法令の限度において，取締役会の決議をもって免除することができる。</u> ② <u>本会社は，会社法第 427 条第 1 項の規定により，社外監査役との間に，任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし，当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の構成及び招集)</u> 第 35 条 <u>監査等委員会は，監査等委員をもって構成する。</u></p>
	<p>② <u>監査等委員会の招集通知は，会日から 2 日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし，緊急の必要があるときは，この期間を短縮することができる。</u></p> <p>③ <u>監査等委員会は，監査等委員の全員の同意があるときは，招集手続を経ないでこれを開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議事項)</u> 第 36 条 <u>監査等委員会は，法令又は定款に定める事項のほか，監査等委員会において定める事項を議決する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(新 設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u> 第 37 条 監査等委員会の決議は、議決に加 わることができる監査等委員の過半数が 出席し、その監査等委員の過半数をもって 行う。
(新 設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u> 第 38 条 監査等委員会における議事の経過 の要領及びその結果並びにその他法令に 定める事項は、議事録に記載又は記録する ものとする。
(新 設)	<u>(常勤監査等委員，常任監査等委員)</u> 第 39 条 監査等委員会の決議をもって、常 勤の監査等委員を選定することができる。 ② 監査等委員会の決議をもって、常任 監査等委員若干人を置くことができる。
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
第 43 条～第 45 条 (条 文 省 略)	第 40 条～第 42 条 (現行どおり)
(新 設)	<u>附 則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第 1 条 第 100 期定時株主総会終結前の監 査役 (監査役であった者を含む。) の責任 については、当該株主総会における変更 前の定款第 42 条第 1 項の規定はなお効 力を有する。

以 上